

災害などで被害にあわれた方へ

この度の被災に対し、心からお見舞い申し上げます。

下表は、災害や火災などにより被害にあわれた方が受けることができる支援制度をまとめたものです。中には一定の条件や申請期限がある場合もありますので、詳細についてはそれぞれの担当課にご相談ください。

チェック ☐	●災害見舞金の支給
災害又は火災により被害にあわれた世帯に災害見舞金を支給します。 ※ 被害の程度により見舞金の支給範囲、額が異なります。 （死亡や入院加療を要する負傷、住宅の全焼、半焼、床上浸水や土砂のたい積等により一時的に居住することができない程度の住宅の損害）	
福祉部地域福祉課	電話 9 5 - 0 2 3 1

チェック ☐	●災害見舞金の支給
災害又は火災により被害にあわれた世帯に災害見舞金を支給します。 ※ 被害の程度により見舞金の支給範囲、額が異なります。 （死亡、住宅の全焼、半焼、床上浸水や土砂のたい積等により一時的に居住することができない程度の住宅の損害）	
チェック ☐	●毛布、日用品の提供
住宅の全焼、半焼、床上浸水などの被害にあったときに提供します。	
日赤豊川市地区（福祉部地域福祉課内）	電話 9 5 - 0 2 3 1

チェック ☐	●介護保険料の徴収猶予
保険料を一時的に納付することができないと認める場合、申請により、1年以内の期間に限って徴収の猶予をすることができます。	
チェック ☐	●介護保険料の減免
介護保険料が申請により、減額される場合があります。	
チェック ☐	●介護給付等特例措置の適用（利用者負担額の減額）
介護給付及び予防給付の割合を、申請に基づき引き上げる（利用者負担額の減額をする）場合があります。	
東三河広域連合介護保険課豊川窓口（福祉部介護高齢課内）	電話 8 9 - 2 1 7 3

チェック ☐	●国民健康保険料の減免
保険料が申請により、減免される場合があります。	
福祉部保険年金課	電話 8 9 - 2 1 1 8

チェック ☐	●国民健康保険一部負担金（自己負担額）の徴収猶予
一部負担金（自己負担額）を一時的に支払うことができないと認められる場合、申請により、1年以内の期間に限って徴収の猶予をすることができます。	
チェック ☐	●国民健康保険一部負担金（自己負担額）の減免
一部負担金（自己負担額）が申請により、減免される場合があります。	
福祉部保険年金課	電話 8 9 - 2 1 3 5

チェック ☐	●国民年金保険料の免除
第1号被保険者本人、配偶者、世帯主が災害に罹災し保険料を納めるのが困難な時に国民年金担当窓口や年金事務所に申請し日本年金機構で承認を受ければ、一定期間について保険料の全額あるいは一部の納付が免除されます。 （震災・風水害・火災その他これらの類する災害により、住宅・家財その他の財産につき被害額が、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき）	
(1)福祉部保険年金課	電話(1) 8 9 - 2 1 7 7
(2)豊川年金事務所	(2) 8 9 - 4 0 4 2

チェック ☐	●後期高齢者医療保険料の徴収猶予
保険料を一時的に納付することができないと認められる場合、申請により、6か月以内の期限に限って徴収の猶予をすることができます。	
チェック ☐	●後期高齢者医療保険料の減免
保険料が申請により、減免される場合があります。	
チェック ☐	●後期高齢者医療保険一部負担金（自己負担額）の減免
一部負担金（自己負担額）が申請により、減免される場合があります。	
福祉部保険年金課	電話 8 9 - 2 1 6 4

チェック ☐	●保育料の変更
負担能力に著しい変動が生じた場合は、保育所の保育料が変更される場合があります。	
子ども健康部保育課	電話 8 9 - 2 2 7 4

チェック ☐	●児童扶養手当の特例措置
児童扶養手当の受給資格がある方で、災害により住宅・家財などの財産価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方には、所得制限を解除し、全部支給となる特例措置を受けられる場合があります。	
子ども健康部子育て支援課	電話 8 9 - 2 1 3 3

チェック ☐	●被災者生活再建支援金の支給
自然災害により被害にあわれた世帯のうち、被災者生活再建支援法（国の制度）または豊川市被災者生活再建支援制度（市の制度）の対象となる世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給します。 ※被害の程度により支援金の支給額が異なります。 1 基礎支援金 住宅の被害程度（全壊・半壊解体等）に応じて、最大100万円が支給されます。 2 加算支援金 住宅の再建方法（建設・購入等）に応じて、最大200万円が支給されます。	
総務部行政課	電話 8 9 - 2 1 2 3

チェック ☐	●固定資産税・都市計画税の減免
固定資産税・都市計画税の納税義務者で、その対象資産が災害等により損害を受けた場合、被害程度により減免される場合があります。	
財務部資産税課	電話 8 9 - 2 1 3 0

チェック ☐	●市民税の減免
市民税の納税義務者で、災害等により損害を受けた場合、被害の程度等により減免される場合があります。	
財務部市民税課	電話 0 5 0 - 1 7 2 5 - 7 2 2 9

チェック ☐	●納税の猶予
市民税等を納付できないと認められる場合、申請に基づき、1年以内に限り納税の猶予をすることができます。	
財務部収納課	電話 8 9 - 2 1 6 2

チェック ☐	●愛知県融資制度「災害対応資金」に対する信用保証料補助
豊川市内に主たる事業所を有する中小企業者等で愛知県融資制度「災害対応資金」の融資を利用した方を対象に、信用保証料の一部を補助します。	
産業環境部商工観光課	電話 9 5 - 0 2 6 3

チェック ☐	●一般廃棄物処理手数料の減免
火災や災害などにより被災した住宅から発生した家財等のうち、一定の基準を満たすものについては、市の処理施設に持ち込んだ際に徴収する処理手数料の減免を受けることができます。	
産業環境部清掃事業課	電話 8 9 - 2 1 6 6

チェック ☐	●市営住宅の一時入居
災害により住宅を滅失した被災者の方は、空き家があり、一定の要件に該当するときは、市営住宅に一時入居できます。（最長 3 ヶ月）	
建設部建築課	電話 8 9 - 2 1 4 4

チェック ☐	●教科書等の給付
市立小中学校に在籍の児童生徒に対し、火災や風水害等の災害で住居や家財等が被害を受け、教科書が使用できない状況になった場合には、教科書・副読本の再給付が受けられる場合があります。	
チェック ☐	●学用品費等の補助
地震・津波などの自然災害により被災した場合には、学用品費等の補助が受けられる場合があります。	
教育委員会学校教育課	電話 8 8 - 8 0 3 3

チェック ☐	●災害等の被害を受けた後の心と身体健康支援
被害を受けた後は、心と身体に変調をきたすことが多いのが現状です。保健師等専門職が相談に応じます。	
子ども健康部健康推進課	電話 9 5 - 4 8 0 3

チェック ☐	●生活福祉資金の貸付
火災や風水害等の災害で住居や家財等が被害を受けた場合、家財道具の購入やその修繕等に要する経費に利用できる場合があります。 ※一定の所得制限があります。	
豊川市社会福祉協議会	電話 8 3 - 5 2 1 1

チェック ☐	●各種証明書の発行
【り(罹)災証明書の発行】 各支援制度の申請手続きには、多くの場合、り(罹)災証明書が必要となります。 り(罹)災証明書は、災害対策基本法第90条の2や地方自治法第2条に定める自治事務として市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援の制度を受けるにあたって必要とされる被害程度について証明するものです。 申請場所は、り(罹)災内容（火事によるもの、その他の災害によるもの等）により、消防本部又は市民税課となります。 ・火災による 「り災証明書」：消防本部予防課（電話 8 9 - 9 6 8 2） ・自然災害による 「罹災証明書」：財務部市民税課 （電話 0 5 0 - 1 7 2 5 - 7 2 2 9） 【農林畜水産業及び商工業に係る豊川市被災証明書】 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）により被災した農林畜水産業者・商工業者に対し、復興支援のための被災証明書を交付するものです。 ・農業者及び水産業者：産業環境部農務課農政係（電話 8 9 - 2 1 3 8） ・林業者：産業環境部農務課農林整備係（電話 8 9 - 2 1 3 9） ・商工業者：産業環境部商工観光課（電話 9 5 - 0 2 6 3）	